

Title	〔商法五六七〕 計算書類等謄本交付請求の立証責任(東京地判平成二七年七月一三日)
Sub Title	
Author	浜辺, 陽一郎(Hamabe, Yoichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.8 (2016. 8) ,p.99- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160828-0099">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160828-0099</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 五六七〕 計算書類等謄本交付請求の立証責任

（東京地判平成二十七年七月二三日、平成二十六年（ワ）第三二五二一號、  
計算書類等謄本交付請求事件（請求棄却、後、控訴棄却）  
金融・商事判例一四八〇号五一頁）

### 〔判示事項〕

- 1 会社法四四二条三項の謄本の交付請求等の対象となる計算書類等は、同条一項により備置きが義務付けられている計算書類等の範囲に限られ、同項所定の備置期間を経過した計算書類等は閲覧等請求の対象とならない。
- 2 株主が会社に対して、同条三項に基づき、計算書類等の謄本の交付を請求する場合には、株主が当該請求に係る計算書類等の存在について立証責任を負っている。
- 3 会社が計算書類等を作成していない場合において、株主が会社に対して、同項に基づいて計算書類等の作成を請求することはできない。

### 〔参照条文〕

会社法四四二条

### 〔事実〕

Yは、昭和二十三年六月一九日に設立された不動産賃貸業等を目指す発行済株式総数一二〇万株の株式会社であり、Xは、Yの株式七万株を保有する株主である。Xは、「Yには計算書類等の作成義務があるから、請求する文書は存在するはずである。仮に、別紙2記載の文書が存在しないとしても、Yにはこれらを作成した上、Xに対してその謄本を交付すべき義務があると解すべきである」等と主張して、Yに対して、会社法四四二条三項に基づき、別紙1記載の計算書類等（筆者注―Yの第五七期ないし第六七

期の計算書類等のほぼ全部)の謄本の交付を求めた。これに対して、Yは、Xの請求に係る計算書類のうち、別紙3記載の文書(筆者注—Yの第六二期(二〇〇九年一月一日から)と第六六期(二〇一三年一月三十一日まで)の(1)貸借対照表、(2)損益計算書、(3)株主資本等変動計算書、(4)個別注記表、(5)「計算書類及び事業報告の附属明細書」のうち販売費及び一般管理費内訳書等)の謄本を交付したが、それ以外の別紙2記載の文書(筆者注—Yの第六二期(二〇〇九年一月一日から)と第六七期(二〇一四年一月三十一日まで)の(1)事業報告、(2)「計算書類及び事業報告の附属明細書」のうち、ア 有形固定資産及び無形固定資産の明細、イ 引当金の明細、ウ 株式会社Aの貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項)を作成していないとして当該文書の存在を否認し、Xの請求を争った。

〔判 旨〕

請求棄却

I Yの第五七期ないし第六一期の計算書類等に係る請求について

「会社法四四二条三項の謄本の交付請求等の対象となる計

算書類等は、会社法四四二条一項により備置きが義務付けられている計算書類等の範囲に限られ、同項所定の備置期間を経過した計算書類等は閲覧等請求の対象とならないと解される。(なお、Yの第五七期及び第五八期の計算書類等は、旧商法二八一条一項の規定に基づいて会社法施行日前に作成されたものであるが、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律六八条により会社法四三五条二項に基づき作成したものとみなされる。)(中略) ……によれば、Yの第五七期ないし第六一期の各定時株主総会がしかるべき時期に開催されたことが認められる。したがって、Yの第五七期ないし第六一期の計算書類等については、会社法四四二条一項所定の備置期間を経過していることが明らかである。よって、Xの請求のうち、Yの第五七期ないし第六一期の計算書類等の謄本の交付を求める部分は理由がない。」

II Yの第六二期ないし第六七期の計算書類等に係る請求について

I 「Yが、Xに対し、Yの第六二期ないし第六六期の計算書類等のうち、別紙3記載2の文書の謄本を交付したことは当事者間に争いが無い。そうすると、Yは、上記文書については、Xの謄本交付請求に対する義務の履行を終え

たものと認められるから、上記文書の謄本の交付を求める  
Xの請求は理由がない。」

2 「ア Xは、Yの第六二期ないし第六七期の計算書類  
等のうち、別紙2記載の文書については、その謄本の交付  
を受けていない旨主張し、Yは、これらの文書を作成して  
いない旨主張する。」

イ 株主が会社に対して、会社法四四二条三項に基づき、  
計算書類等の謄本の交付を請求する場合には、株主が当該  
請求に係る計算書類等が存在することに於いて立証責任を  
負っていると解すべきである。本件においては、Yの計算  
書類等の一部である別紙2記載の文書の存在について争い  
があるから、Xはその存在について立証すべきところ、同  
文書が存在すると認めるに足りる証拠はない。なお、Yに  
別紙2記載の文書について作成義務があるからといって、  
それのみで同文書が作成され、存在すると推認することは  
できない。したがって、別紙2記載の文書が存在するとは  
認められない。」

3 「Xは、仮に、別紙2記載の文書が存在しないと  
しても、Yにはこれらを作成した上、Xに対してその謄本を交  
付すべき義務がある旨主張する。」

しかし、会社法四四二条三項において、「計算書類等が

書面をもって作成されているとき」(同項一号)あるいは

「計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは」

(同項三号)と規定されていることからすれば、同条は、  
会社において計算書類等が実際に作成されていることを前  
提として、その謄本の交付請求等を認めているものと解さ  
れるのであって、会社が計算書類等を作成していない場合  
において、株主が会社に対して、同項に基づいて計算書類  
等の作成することまで請求することはできないと解される。

したがって、Yの計算書類等の一部である別紙2記載の  
文書が存在するとは認められない本件においては、Xは、  
Yに対して、同文書を作成した上でその謄本の交付を請求  
することはできない。

4 よって、Xの請求のうち、Yの第六二期ないし第六七  
期の計算書類等の謄本の交付を求める部分は理由がない。」

以上の通り述べて、Xの請求はいずれも理由がないとし  
て全部の請求を棄却した(弥永真生「事業報告・附属明細  
書の不作成と閲覧等請求」ジュリスト一四八九号二頁(二  
〇一六年二月号)によると、その後、本件訴訟は控訴され  
たが、東京高裁平成二七年二月一日で控訴棄却に終  
わったという)。

〔評釈〕

第六二期ないし第六七期の別紙2記載の文書に係る請求の部分について、結論反対。

一 問題の所在

株主総会議事録については、株主はその写しの交付を当然に請求できるものではなく、会社の営業時間内にその閲覧又は謄写をすることを請求できない(三二一八条四項以下、特に明記しない限り条文は会社法の条文とする。)ので、会社がその交付を拒んだとしても、これによって株主権が侵害されたとはいえないものとされる。これに対して、計算書類等及び定款の謄本交付請求については、株主の当該請求が権利の濫用に当たる場合等を除いてこれを拒むことはできないと解される(四四二条三項等)。本判決は、①同条三項の謄本の交付請求等の対象となる計算書類等は、同条一項により備置きが義務付けられている計算書類等の範囲に限られ、同項所定の備置期間を経過した計算書類等は閲覧等請求の対象とならないこと、②株主が会社に対して、同条三項に基づき、計算書類等の謄本の交付を請求する場合には、株主が当該請求に係る計算書類等が存在することについて立証責任を負っていること、③会社が計算書類等を作成していない場合において、株主

が会社に対して、同項に基づいて計算書類等の作成することまで請求することはできない等の解釈に基づいて判決を下した一事例である。①に関する通説・判例実務は概ね固まっており、やむを得ない面があるが、②及び③の点については疑問がある。

四四二条に関しては、請求の主体、請求の態様、請求の対象、請求の理由、請求の時期等についても論点があるが、本判決で問題となった論点に絞って検討する。

二 謄本等の交付請求の範囲

本判決は、四四二条三項の謄本の交付請求等の対象となる計算書類等は、同条一項で備置きが義務付けられている計算書類等の範囲に限られ、同項所定の備置期間を経過した計算書類等は閲覧等請求の対象とならないという。

一般的には、本条が備置きと閲覧等がセットで定められているので、閲覧等の請求は備置きの期間内に限られると解されている(江頭ら編著「論点体系 会社法3」(本多正樹、四四二条の論点二)五七三頁(第一法規二〇一二年)。最判第二小法廷平成一六年一〇月四日(書類閲覧等請求事件、民集五八巻七号一七七頁、裁時一三七三号二頁、判時一八八〇号一一五頁、判タ一一七〇号一六七頁)

も、帳簿・重要資料保存義務や備置き義務を定めた規定とは別に、対象となる資料の種類に応じて、請求者の範囲、その要件等を定めた規定を置いていること等を理由として、旧商法四二九条の規定に基づき、同条後段所定の保存者に対し、帳簿・重要資料の閲覧又は謄写の請求をすることはできないと判示している。その前からも下級審は同様の考え方で対応してきているので、現行法ではやむを得ない結論であろう。

もつとも、四三五条は一〇年の保存義務を定めており、四二三条及び四二九条に基づく役員等の責任の消滅時効期間は一〇年であるから、一〇年前まで遡って計算書類等の閲覧等請求を認める必要がある事例も存在する。例えば、役員等の責任追及をしようとしている時期が一〇年前の頃である場合、四四三条に基づく提出命令、証拠保全や文書提出命令に基づく請求等が考えられる。消滅時効成立が迫っていた時期において、筆者が計算書類等の閲覧等を請求する本案及び仮処分を同時に申し立てた事案では、一〇年間にわたる期間の計算書類等を会社側が保存する旨の和解を仮処分手続で成立させたことがあるが、そうした和解を成立しやすくするには、一〇年間にわたる閲覧謄写等請求権の存在が望ましいところである。

なお、この請求の対象となった計算書類等について、本件では株主総会での承認を得たものであるか否かは問題とされており、仮に株主総会にも提出されていない場合については確定した計算書類が存在していないために、この請求の対象となりうるかに関する疑問が生じる。しかし、この請求は少数株主が会社によって計算書類と事実上扱われている情報を得ようとする請求であるから、確定していない計算書類であっても、それが当面の閲覧謄写等請求の対象になるものと考えられよう。

### 三 立証責任

本判決は、株主が会社に対して、四四二条三項に基づき、計算書類等の謄本の交付を請求する場合には、株主が当該請求に係る計算書類等の存在について立証責任を負うとする。株主に立証責任を負わせるのは、文書提出命令における立証責任の所在に関する考え方を推し及ぼしたものと推測されるとの指摘がある（弥永・前掲三頁）。即ち、旧民事訴訟法下の文書提出の申立に対する事例として、東京高決昭和五四年八月三日（文書提出命令に対する即時抗告申立事件、下民三三卷九〇一―二号一四五一頁、下民三〇卷五〇八号三六六頁、判時九四二号五二頁）は、「文書の所持、

従ってその前提としての文書の存在自体が、先ず証明せられねばならず、また、その証明責任は、原則として挙証者に帰すると解するのが相当であり、本件の如き場合も、挙証者としての相手方にある」と判示していた。

本件では、Yの第六二期(二〇〇九年一月一日から)第六六期(二〇一三年一月三十一日まで)の(1)貸借対照表(2)損益計算書、(3)株主資本等変動計算書、及び(4)個別注記表等の謄本は、既にXに交付されていた。本件で問題となったのは、それ以外の別紙2記載の文書、即ち、所定の「ア 有形固定資産及び無形固定資産の明細、イ 引当金の明細、ウ 株式会社Aの貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項」の部分であった。このため、貸借対照表や損益計算書の本体はともかく、それらの明細等の存在は株主に立証責任があるという考えかもしれない。

しかし、それらの明細等も計算書類の内容として重要な意味を持ち、その明細等が明らかにならないければ、計算書類の重要な要素が欠けており、原告は十分な判断ができなかった可能性がある。同条の閲覧等の対象範囲に含まれていない限り、貸借対照表や損益計算書の本体か、その明細かによって立証責任の所在を違える理由は認められないであ

らう。

本来、株式会社は、計算書類等を作成する義務を負っており、その義務が履行されていることを原則とすべきであることに変わりはない。即ち、会社が計算書類等を本来の義務に違反して作成していない例外的な場合においては、その義務に違反している側がその理由等を説明すべきものである。本件において、貸借対照表に有形固定資産及び無形固定資産や引当金として、何らかの数字が計上されていれば、その明細が分からなければ、その実質的な内容を吟味することはできない。従って、それらの明細等を含む計算書類を開示することが会社側の本来の義務である。

株主は、会社の運営を役員等に委ねており、役員等と異なって計算書類等にアクセスすることが困難であり、その作成・管理状況について知りうる環境にいたるとは限らない。こうした関係において、その存否や内容に関して立証責任を負うのは、本来の義務に違反して十分な計算書類等を作成していないと主張する側であって、その作成・管理状況を把握しているべき経営側が責任を負うと考えるのが公平である(弥永・前掲も)。「株式会社は計算書類等の作成義務および備置義務を課されている以上、作成されていないことは例外的な事態であると法的に評価されるとすれば、

会社の本店等を探索できない株主が計算書類等の存在を立証しなければならぬと解するのは整合的ではないのではないかと疑問が残る」と指摘している。

もともと、実際には、自らの会社法上の義務違反を主張することは憚られるに違いない。しかし、そのような自らの義務違反を主張することが憚られるのであれば、本来の義務を履行するか、その理由などを説明すべきであって、開示規制においては広く Comply or explain の原理が妥当する。その義務違反を自ら認めて計算書類等の立証責任を負わせることが、訴訟経済上も、立証の対象が明確になって望ましい。会社法の本来の趣旨からすれば、計算書類等の作成という当然に履行すべき義務の履行を促すことにもつながる。その義務の履行を促さず、法令違反の状態を追認するような形で立証責任を株主に負わせることは極めて権衡を欠くものと評価せざるを得ない。

裁判例にも、会社が作成すべき文書の不存在の立証責任を株主側に負わせていないケースがある。例えば、名古屋地決平成二四年八月一三日（会計帳簿等の閲覧謄写仮処分命令申立事件、判時二一七六号六五頁）では、会社側が対象となる総勘定元帳等は存在しない旨を主張したのに対して、「総勘定元帳は、企業のすべての取引を勘定科目ごと

に記載した株式会社にとって最も基本となる会計帳簿であり、債務者らの業務内容や規模等に照らしても、総勘定元帳が存在しないことはおよそ考えられず（中略）、同主張は採用することができない」として、総勘定元帳等の閲覧謄写を求める仮処分申立を認容した事例がある。この事例では、株主側にその不存在の立証責任を負わずに適切な結論を導いた。

また、文書提出命令や証拠保全でも、同様の考え方で立証責任を分配しているものがある。札幌高決平成二三年七月二六日（文書提出命令申立却下決定に対する抗告事件。抗告人が、抗告人の被抗告人に対する過払元利金支払請求及び取引履歴不開示等の不法行為による損害賠償請求を基本事件として、被抗告人に対し、取引履歴に関する文書の提出命令の申立をした事案の抗告審。消費者法ニュース九三号一〇五頁）は、「一般に、文書提出命令における対象文書の存在については、申立人の側に立証責任があるが、対象文書がかつて存在したことが認められ、又は存在していたことが事実上推定される場合には、所持者の側で現在対象文書が存在しない理由を立証しなければならぬ」と指摘し、当該事案では、各基本契約の取引履歴が COM に焼き付けられた上で廃棄されたと認めることはできないか



ら、被抗告人は、現在、上記各文書を所持していると認められるとして、原決定を取り消して文書提出命令の申立を認容した。

松山地決（即時抗告審）平成二十三年一月二一日（文書提出命令事件、消費者法ニュース八七号八四頁）でも、相手方を原告、貸金業者である抗告人を被告とする、所謂過払金返還請求訴訟を本案事件として、相手方が抗告人に対して「借入申込書兼口座管理登録票」及び「交渉記録に当たる文書」の文書提出命令を申し立てた事案においては、消費者金融としての取引の性質等からすれば、「借入申込書兼口座管理登録票」に記載された顧客の信用調査の記録の大半は、客観的な事実関係に関する記述であると推認するのが相当である等とした上で、「文書の所持の立証責任は、当該文書が作成されたこと及び文書提出命令の相手方がこれを所持したことについては、文書提出命令の申立人が負い、紛失や滅失により所持を喪失したことについては、文書提出命令の相手方が負うものと解するのが相当である」として、原則として文書の作成・所持の立証責任を負わせるにしても、その紛失や滅失といった例外的な事由によって文書の所持を否定する立証責任は、文書を所持しているはずの当事者にあることを認めている。

大阪高決昭和五六年一〇月一四日（起訴前の証拠保全決定に対する抗告事件）では、医師法に基づいて医師が診療に関する事項を遅滞なく診療録に記載すべき旨及び診療をした医師の勤務する医院の管理者に対し診療録を五年間保存する義務を負っていること（同法二四一条一、二項、この義務違反者に対しては、罰金を科する旨も定められている（医師法三三三条）から、「原裁判所が、（中略）診療録及び同月七日の第一回目の手術所見、手術術式を記載した書面が前記検証の際に相手方より提出されなかった理由について審理することなく、右文書等の存在については申立人である抗告人らにおいて立証すべき事項であるとの見解のもとに、右文書等の存在することを認めるべき疎明はないとして、抗告人らの申立を却下したのは失当である」と判断した（下民三三卷九一―二二号一五九九頁、判時一〇四六号五三頁。第一審の昭和五六年七月九日神戸地裁（姫路支部）決定（昭和五六年（モ）第三九二号）を取り消した）。

こうした文書提出命令や証拠保全における取り扱いからしても、株主が四四二条三項に基づいて、会社が作成すべき計算書類等の謄本の交付を請求する場合には、当該計算書類等の存在は推認されていることを前提と考えることが整合的である。もしも何らかの事情によって会社に当該文

書が存在しないというのであれば、当該文書が存在しない理由や、紛失や滅失といった例外的な事由によって、文書を所持していない事由の立証責任を負わせることが合理的である。それらの理由や事由を審理することなく、計算書類等の存在を株主が立証すべきであるとの見解のもとに、その存在を認めるべき疎明がないとして計算書類等の謄本の交付請求を否定するのは著しく正義に反するのではなからうか。

#### 四 作成義務の否定

本判決は、会社が計算書類等を作成していない場合において、株主が会社に対して、同項に基づいて計算書類等の作成することまで請求できないとする。確かに四四二条三項一号の文言からすると、書面で作成されていることが前提であるかのようにも読めるし、同項三号は電磁的記録をもって作成されていることが前提であるかのようにも見える。しかし、弥永教授も指摘する通り、四四二条三項の定めは、四三五条三項を受けて、書面をもって作成されている場合と電磁的記録をもって作成されている場合を書き分けられているにすぎず、書面によっても電磁的記録によっても作成されていない場合を前提としているわけではないはずで

ある。いずれによっても作成されていない場合、株主は閲覧等請求を行うことができないう趣旨は含まれておらず、作成していないという理由で会社が拒絶することを想定していないと解すべきものである（弥永・前掲及び弥永真生「企業会計法 Current Topics」Business Law Journal 二〇一六年三月号一〇九頁）。

本来、株式会社は計算書類等を作成する義務を負っており、その義務は株主及び債権者に対するものでもある。株主及び債権者が会社に対して計算書類等の閲覧・謄写等を請求できるとするのは、その前提として、計算書類等の作成が当然に予定されているからである。株主や債権者に計算書類の交付を請求する権利を認めている以上、その当然の前提である計算書類の作成という形での情報提供を求める権利も認めているものと解される。現代の会社実務においては会計ソフトを利用して計算書類を作成しており、計算書類等の作成は会社にとって大きな負担ではなく、振替伝票を記帳のために入力すれば、総勘定元帳から貸借対照表及び損益計算書まで自動的に作成できる。それをプリントアウトするだけで容易に、記帳段階における計算書類の提出も物理的には容易となっている現代の実務状況に照らせば、決して会社に大きな負担を強いるものでもない。

会社の計算書類の作成義務を否定することは、会社法に従った記帳義務まで蔑ろにするものにほかならない。そもそも、計算書類等は、株主に対しては定時株主総会において報告又は承認を要するものであり、株主や債権者が会社の財産状態、経営成績等を把握して、取締役の責任追及や違法行為差止請求等によって直接取締役の業務執行を是正し、ひいては自己の利益をも擁護するための基礎資料の取得を保障しようとするものにほかならない。計算書類等の作成・備置きがなくても、会社が計算書類等の閲覧等に応じる義務がないものと解するとすれば、これは株主名簿や議事録等の閲覧等請求についても作成していないことを理由として、ほとんどの閲覧等請求権が絵に描いた餅になってしまうことも危惧されるし、損害賠償請求の可能性に關しても損害額の立証は困難である(弥永・前掲)。会社が計算書類等の作成・備置き義務の不履行によって、その閲覧等の請求に応じるべき会社法上の重要な義務を免れ得るといふ不当な結果を招くような解釈を認めるようでは、計算書類等の公示制度は、全く実効性を欠き、その趣旨を全うすることもできなくなる。従って、会社は、計算書類等が決算期後に作成されていないことをもって、株主に対しても、その閲覧等を拒む理由とはできないと考え

るべきである(川井信之氏の本判決評釈のブログ (<http://blog.livedoor.jp/kawaiwajapan/archives/8331726.html>) も、「本論点につき、裁判例のように解した場合には、特に中小企業において、株主による計算書類等の閲覧等請求の実効性を失わせかねませんし、計算書類等を作成しない方が会社にとってはある意味「有り難い」結論になってしまう、中小規模の会社が計算書類等を作成しないことを是とする方向に行きかねない」と指摘する。)

東京地判昭和五五年九月三〇日(計算書類等閲覧等請求事件、判時九九二号一〇三頁、判夕四三四号二〇二頁)では、被告会社が、決算期の後においても計算書類等がいまだに作成されていないときは、株主がその閲覧等を請求することができない旨主張したのに対して、裁判所は、「会社は、株主から計算書類及び附属明細書の閲覧又はその謄抄本の交付の請求があつた場合には、既に作成され、備え置かれたものの閲覧等の請求に応じる義務があるばかりでなく、決算期の到来後になお計算書類等の作成・備置きがないときは、これらの書類を作成し、備え置いた上、その閲覧等の請求に応じる義務があるものというべきである」と述べて、昭和四〇年から同五二年までの各決算期における計算書類の閲覧・謄本交付を命じた(もつとも、その控

訴審である東京高判昭和五八年三月一日(判時一〇七五号一五六頁、判夕四九七号一七一頁)では、本件計算書類等のうち、原告が本訴請求をした昭和五〇年一月一日八日において既に一〇年間を経過した昭和三九年度以前のもの(昭和二九年度から昭和三九年度までの計算書類)に関して、「それらが作成され、かつ、現存することを認めるに足りる証拠はなく、所定の書類の閲覧等を請求しうるのは、当該書類が作成されて現存する場合に限られる」として、未だその書類が作成されていないときは、作成懈怠について取締役等の責任が別途追及されることがあるのは格別、当該書類の閲覧又は謄抄本の交付を請求するに由ないとの傍論を述べ、昭和四〇年度から昭和五二年度までの計算書類等については、原審及び控訴審口頭弁論期日に控訴人が乙号証として別表記載の書類等を提出するにあたって、その原本を法廷にて顕出し、かつ、その写しを被控訴人に既に交付済であることを理由として、その義務の履行を終えたという理由から、計算書類等の謄本交付請求を棄却された。この事例は、直接に作成及び備置きを命じたわけではなく、その作成・備置きを前提に、閲覧又は謄本の交付を命じているようであるとの説明もある(金判一四八〇号五四頁)が、その交付が命じられている以上は、当然にそ

の前提として計算書類等の作成を義務付けていると解することができよう。

ただ、作成義務を認め、閲覧を認めるところまでは無条件に命じることができるとしても、四四二条三項但書きにより、同項第二号又は第四号に掲げる謄本等の交付請求をするには、当該株式会社のでめた費用を支払わなければならないものと考えられる。

尚、会社が計算書類等を作成した上で謄本を原告に交付することが義務付けられることになる場合には、会社の義務は為す債務であるから、その強制執行は間接強制によることになると考えられよう。学説にも、かねてから各株主は、附属明細書の作成・謄本を請求する実体法上の権利を有し、間接強制によって執行できるといふ解釈論を示唆するものがある(大森忠夫・矢沢惇「注釈会社法(6)」有斐閣一九七〇年)三三三頁(前田庸)。この点は、計算書類等の備置きや閲覧・謄写を不当に拒絶した場合に任務懈怠に基づく損害賠償責任を負う可能性や過料(九七六条八号)に処せられる可能性があること(会社法コンメンタール第一〇巻五四四頁(弥永真生)(商事法務二〇一一年)、論点体系・前掲五七四頁)とも整合的である。

浜辺陽一郎